

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明生会（以下「本会」という。）定款第10条第3項に基づき、理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 本規程に規定する評議員及び役員報酬は、次の4種類とする。

- (1) 常勤役員報酬
- (2) 非常勤役員報酬
- (3) 役員功労報酬
- (4) 評議員会・役員会出席報酬

(常勤役員報酬)

第3条 本会の付託を受け、本規程第8条の業務を常勤職員とほぼ同様の勤務状態で遂行する常勤役員については、月額 500,000 円を上限に役員報酬を支給することができる。

(非常勤役員報酬)

第4条 本会の付託を受け、本規程第8条の業務を遂行する非常勤役員については、月額 100,000 円を上限に役員報酬を支給することができる。

(役員功労報酬)

第5条 役員のうち本会の業務運営にあたり特に功労のあったものについては、前条、または前々条の規定にかかわらず、役員功労報酬を支給することができる。尚、支給額については、本規程第8条によって決定する。

(役員会・評議員会出席報酬)

第6条 役員及び評議員に対して、役員会並びに評議員会出席毎に 5,568 円を支給し、源泉徴収することとする。但し、各年度の総支給額が評議員会については 200,000 円、役員会については 300,000 円を上限とする。

尚、理事長及び業務執行役員、職員を兼務する役員に対しては支給しない。